

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和7年6月16日(月)
午前9時59分～午前10時19分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 菊地 忍 副委員長 二階堂 充
委員 寺嶋 雅子 委員 大久保主計
委員 吉田 良 委員 郷内良治
委員 大泉 徳子
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 総 務 部 長 安 倍 卓
出席をした 総 務 課 長 仙 石 麻里子
者の職氏名 選挙管理委員会 中 島 千鶴子
選挙事務局長 兼
総務部企画員 兼
総務課長 補佐
総務課主幹 兼
職員係 長
新 田 基 史
大 元 枝里子
- 6 事務局職員 事務局 長 綱 川 宏 一
次長兼議会総務係長 川 上 真理子
主 査 石 田 ゆ い
- 7 付議事件
(1) 議案第51号 名取市議会議員及び名取市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部

を改正する条例

- (2) 議案第52号 名取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第53号 名取市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第54号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

午前9時59分 開会

○委員長（菊地 忍） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長、選挙管理委員会事務局長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第51号 名取市議会議員及び名取市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 今回の改定になる額ですが、大体全国的に同様の額であり、大きく違っていたりすることはないということによろしいですか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中島千鶴子） 条例で定めるものですので、違う額を設定しているところもあるかもしれませんが、全国的には大体の自治体で法律に基づいた額に準拠して設定しているものと考えております。

○委員長（菊地 忍） 吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 今回、ここに出てきているのは印刷物の上限額だと思うのですが、ほかにも、いわゆる選挙公営でされるものには、例えば運転手の人件費やガソリン、燃料費というものもあると思います。そうしたところの国の動きは今どうなっているのでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中島千鶴子） 今御質疑があった自動車の関係や燃料費など、そちらについても選挙公営の対象となっているものですが、今回の公職選挙法施行令の単価改正にはそちらは入っておりませんでした。

○委員長（菊地 忍） ほかにありますか。二階堂 充委員。

○委員（二階堂 充） 今回金額がアップしているポスターの単価とビラについてです。これは公職選挙法での改正に伴ってということではあるのですが、物価高とかで改定したということで、上げた率の算定根拠などを国から示されていれば教えていただきたいと思います。

○委員長（菊地 忍） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中島千鶴子） 国からは、物価の状況などに鑑み、全体的に法律を見直しているということではあるのですが、その算定根拠については特に示されていないものです。

○委員長（菊地 忍） 二階堂 充委員。

○委員（二階堂 充） 先ほど、全国一律の中で、自治体によっては違う額を設定したりするという答弁がありました。例えば市議会議員選挙だとビラは4,000枚で、市長選挙になると1万6,000枚のビラ頒布というのが決められていると思います。業者に頼むときに、4,000枚で頼んだときの単価と1万6,000枚で頼んだときの単価でおのずと違ってくると思うのですが、その点は今後何か見直しをする予定はありますか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中島千鶴子） 単価については、これまでも施行令に準拠する形で改正しておりますが、こういった単価が適正なものかを判断するのはなかなか難しいと考えております。そのため、現段階では特に見直しは考えておりません。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号 名取市議会議員及び名取市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菊地 忍） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 名取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） 意向確認をするタイミングについてですが、初回は妊娠または出産の段階だと思います。第15条の3第2項について、3歳に満たない子とありますが、お子さんの年齢について、特に3歳未満の子については、定められた意向確認のタイミング、期間があるのかどうか教えてください。

○委員長（菊地 忍） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） タイミングとしては、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌日から2歳11か月に達する日の翌日までと定められておりますので、毎年決まったタイミングで通知等をしてお知らせをしていく予定でおります。

○委員長（菊地 忍） 寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） それでは、その期間以外に、突発的に相談しなくてはならない場合や、働き方を変えなくてはならないような状況になって相談をするときには、どのように対応されるのかをお伺いいたします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（仙石麻里子） 条例で決めている期間が今申し上げた期間ですが、それ以外に突発的な事項が起きた場合には随時対応していきたいと考えております。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 第15条の3第2項の部分でお尋ねいたします。先ほど、毎年通知を出すという作業のお話がありましたが、対象になるお子様をどう全体的に管理、把握していくのか。そういった体制づくりの構築は、これからだと思うのですが、内容をお尋ねいたします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（仙石麻里子） 3歳未満の子についての把握ですが、やはり職員係で全て把握しているわけではないため、毎年、全所属に通知しまして申出をしていただくように考えております。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。二階堂 充委員。

○委員（二階堂 充） さきの本会議でも御答弁あったことなのですが、パンフレットの作成ということでお話がありました。改正の内容についてお伝えするということでしたが、具体的な内容が決まっていたらお知らせください。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（仙石麻里子） 育児に係る制度については、今回特に大きな制度の改正というものは無いのですが、育児を行う上での制度がいろいろあり、なかなか複雑なので、そういったものを全てまとめたような、一目で分かるような形のパンフレットや冊子のようなものを想定しています。

○委員長（菊地 忍） 二階堂 充委員。

○委員（二階堂 充） この条例に関しては令和7年10月1日からの施行ということでしたが、パンフレットや冊子の作成部数、いつまで作成するのか。また、パンフレットなどの紙ベースではなくて、デジタルとかで庁内で共有することも考えられると思うのですが、今後そのようなことも検討するのかどうか、併せてお知らせください。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（仙石麻里子） パンフレットというような印刷を依頼するものではなく、これまでも、従来、自前で作っている冊子のようなものがありますので、そちらを活用していきたいと考えております。

作成部数については、必要とされる方にお配りできるように考えておりましたので、特に部数は想定していません。

スケジュールについては、これから随時、改正内容や中身の確認を行いながら、できるだけ早い時期にと考えているところです。

それから、デジタルについては、庁内のポータルに掲載して、対象の方、もしくは対象ではない方、所属長など、そういった方でも見られるようにと考えております。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号 名取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菊地 忍） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 名取市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） こちらの部分休業について、休んだ場合に賃金はどのように扱われるのかお伺いいたします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、職員係長。

○総務課職員係長（大元枝里子） 部分休業を取得した部分については無給となります。

○委員長（菊地 忍） 寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子） 無給となるというお答えでしたが、実際これを具体的に利用される場合にどういったケースで利用されるのか。特に第1号の部分ですが、朝夕ではなく、その中間に休みが取れるといった場合に、どういったケースが考えられるのかをお伺いします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（仙石麻里子） 第1号の部分休業については、これまで朝か帰りの時間にとるということになっておりましたが、今回の改正によりまして、そこに限らず勤務時間の途中でも取れることになったところです。

これをどういう形で取るのかというのは、私どももなかなか想定しづらいのですが、国からの通知の中では、テレワークなどの普及で、そこも併せながら途中で取るということも想定しているということにはなっております。本市としましても、テレワークについて、令和7年度、また令和8年度にかけて検討していきたいと考えておりますので、その中でもしかして途中で取る方がいるのかもしれないですし、また、それによらずとも、それぞれの御家庭の事情で途中で取るということも可能ですので、そこは取得する方が取りやすいように取っていただくということと捉えております。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 資料1ページの第18条第1項で、1日につき2時間を超えない範囲内ということで、先ほども御説明いただきましたけれども、同じ課内、同じ係内でこういったケースの職員が出てくるとなったときに、あらかじめの周知と、御本人ではなく周りのサポート体制づくりも必要になってくると思うのですが、そういったところの構築はどうお考えでしょうか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、総務課長。

○総務課長（仙石麻里子） 部分休業についてはこれまでも多くの職員が取っているところです。その所属によりまして、うまく分担するなどして、そういった体制を構築していると捉えておりますので、今後についても課もしくは係内での分担を見直す等で行っていくものと考えております。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 名取市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菊地 忍） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。二階堂 充委員。

○委員（二階堂 充） 先ほどの議案第51号に続いて公職選挙法の改定で今回の報酬の見直しということだと思うのですが、費用に関しては物価の変動ということでアップしていると思います。それと同時に、公職選挙法、今回、選挙等の執行状況も踏まえてというのが書いてあります。本市においては1日単価での報酬だけの規定なのですが、他自治体では半日とかそういう規定もあると思います。今回の改正に伴って、半日などの報酬というのも検討したかどうかお伺いいたします。

○委員長（菊地 忍） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中島千鶴子） 確かに全国的に見ますと、他自治体などでは、例えば時給換算や、半日交代できるような規定などをつくっているところが出始めているということは把握をしております。ただ、今回については、実際の運用をどのようにしていくかなど、もう少し研究を深めていかないといけないところもあります。それから、令和7年7月20日執行予定の第27回参議院議員通常選挙の準備でいろいろと動き始めないといけないタイミングでもありましたので、今回については従前どおりということにさせていただきました。

○委員長（菊地 忍） 二階堂 充委員。

○委員（二階堂 充） 今回は時間がないということでしたが、今後、検討するということはあるですか。

○委員長（菊地 忍） 答弁、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中島千鶴子） 確かに従事されている方から半日交代にしてほしいといった声も出ているところではありますので、他市の状況や、実際の運用をどのようにされているかなど、もっと検討を重ねていきたいとは考えております。

○委員長（菊地 忍） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（菊地 忍） 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第51号から議案第54号までの4か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地 忍） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時19分 散会

令和7年6月16日

総務消防常任委員会

委員長 菊地 忍